

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月14日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	○ 知事                      ● 市区町村長等
2. 都道府県名	熊本県
3. 市区町村名	西原村
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.vill.nishihara.kumamoto.jp/profile/government.html">http://www.vill.nishihara.kumamoto.jp/profile/government.html</a>

執行機関名 西原村長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	西原村子ども医療費助成に関する条例(平成4年条例第16号)による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		西原村個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第1第2の項 西原村子ども医療費助成に関する条例(平成4年条例16号)による子ども医療費助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条	西原村子ども医療費助成に関する条例(平成4年条例第16号) 第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、且つ、育成されるよう努めなければならない。2 すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、子どもの疾病の早期治療を促進し、その健康の保持と健全な育成をはかるため、子どもの医療費を助成することについて必要な事項を定めるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		西原村子ども医療費助成に関する条例(平成4年西原村条例第16号) 西原村子ども医療費助成に関する条例施行規則(平成5年西原村規則第16号)